

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	26 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	25 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	8 件

中部（愛知）国民年金 事案 3601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から45年2月まで

私は、昭和35年10月から国民年金に加入し、国民年金保険料は、母親が用立てして、私が毎月町内の婦人会の集金により母親の分と一緒に納付していた。

しかし、私の年金記録は、昭和40年7月20日に国民年金の被保険者資格を喪失し、45年3月11日に再加入したとされているが、当時、国民年金をやめる理由は無く、再加入の手续をした記憶も無い。申立期間と一緒に国民年金保険料を納付していた母親は既に亡くなっているが、姉は当時の事情を知っていると思う。私の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿の「資格の得喪」欄によると、申立人は、昭和35年10月1日に強制加入被保険者として資格を取得し、40年7月20日に同資格を喪失した後、45年3月11日に任意加入被保険者として資格を再取得した記録が確認できる。このため、申立期間は、国民年金未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかった期間とされている。

しかしながら、i) 申立人が所持している昭和46年4月1日発行の国民年金手帳の被保険者資格欄には、上記資格喪失及び資格再取得の記載が無いこと、ii) A市の国民年金被保険者名簿によると、第1回特例納付に係る納付書が47年4月に送付された旨の記録が確認できるところ、上記の40年7月20日の資格喪失及び45年3月11日の資格再取得が日付どおりに事務処理されたも

のであれば、第1回特例納付の対象となる期間は存在しなくなると考えられることから、当該資格喪失及び資格再取得に係る事務処理は47年4月以降に行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時において強制加入被保険者として資格を継続していたことがうかがわれ、国民年金保険料を納付することが可能であったと推認できる。

また、申立期間のうち、昭和40年7月から41年3月までの期間は、オンライン記録において未加入期間とされているが、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金納付記録電子データ表においては国民年金保険料が納付済みの期間と記録されていることが確認できることから、行政側の保険料納付記録の管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

一方、申立期間のうち、昭和41年4月から45年2月までについては、i) 国民年金被保険者台帳、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金納付記録電子データ表においても国民年金保険料が納付された形跡は確認できないこと、ii) 申立人が当時の事情を知っているとする姉に当時の保険料納付状況を聴取しても具体的な証言が得られず、申立人の主張どおり母親の保険料と一緒に納付されていたとする事情が見いだせないことから、申立人の主張をもって、当該期間の保険料が納付されていたとまでは推認することができない。

また、申立人が、申立期間のうち、昭和41年4月から45年2月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 7901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月21日から同年3月21日まで
私は、A社に昭和35年10月に入社し、47年4月に退職した。

A社（本社）から同社B工場に転勤した際の厚生年金保険被保険者記録が1か月空白となっているが、申立期間も継続して勤務していたので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された労働者名簿から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和39年2月21日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者原票の昭和39年3月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立てどおりの届出を行っていなかったと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和39年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 7902

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和58年10月から59年9月までは14万2,000円、63年7月は17万円、平成6年5月から同年10月までは20万円、8年10月から13年5月までは18万円、同年6月から15年3月までは19万円、同年4月から17年8月までは24万円、同年9月から20年8月までは22万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成20年9月から21年7月までにおける標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、53万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の14万2,000円とされているが、申立人は、当該期間について、22万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月から平成21年7月まで

申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和58年11月、同年12月、63年7月、平成6年5月、8年12月から9年6月までの期間、同年8月から12年3月までの期間、同年5月から13年3月までの期間、同年5月、同年7月及び同年9月から20年8月までの期間については、申立人から提出された給与支払明細により、申立人は、32万円から56万円までの標準報酬月額に相当する給与を支給され、14万2,000円

から24万円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与支払明細で確認できる保険料控除額から、昭和58年11月及び同年12月を14万2,000円、63年7月を17万円、平成6年5月を20万円、8年12月から9年6月までの期間、同年8月から12年3月までの期間、同年5月から13年3月までの期間及び同年5月を18万円、同年7月及び同年9月から15年3月までの期間を19万円、同年4月から17年8月までを24万円、同年9月から20年8月までを22万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和58年10月、59年1月から同年9月までの期間、平成6年6月から同年10月までの期間、8年10月、同年11月、9年7月、12年4月、13年4月、同年6月及び同年8月については、申立人は、給与支払明細を所持していないものの、申立人から提出された前後の期間に係る給与支払明細において確認できる保険料控除額及び市民税・県民税特別徴収税額の通知書において確認できる社会保険料の金額から判断して、申立人は、58年10月及び59年1月から同年9月までの期間は14万2,000円、平成6年6月から同年10月までは20万円、8年10月、同年11月、9年7月、12年4月及び13年4月は18万円、同年6月及び同年8月は19万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間のうち、昭和58年10月から59年9月までの期間、63年7月、平成6年5月から同年10月までの期間及び8年10月から20年8月まで期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料よりも高額な保険料を控除していることについて、A社の回答は得られないものの、給与支払明細及び市民税・県民税特別徴収税額の通知書（以下「給与支払明細等」という。）において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細等において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年9月から21年7月までについては、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初、14万2,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消

減した後の23年9月6日に、14万2,000円から53万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額、当該訂正後の標準報酬月額（53万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（14万2,000円）とされている。

しかしながら、申立人から提出された給与支払明細により、申立人は当該期間において50万円又は53万円の標準報酬月額に相当する給与を支給され、22万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与支払明細において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和56年6月、57年4月から58年9月までの期間、59年10月から62年7月までの期間、同年9月から63年6月までの期間、同年8月から平成5年7月までの期間及び6年11月から8年9月までの期間については、給与支払明細等において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和56年7月から57年3月までの期間、62年8月及び平成5年8月から6年4月までの期間については、申立人は、当該期間に係る給与支払明細を所持していない上、A社は貸金台帳等の資料を保管していないことから、当該期間における申立人の保険料控除について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和18年12月10日、資格喪失日は20年8月31日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年12月10日から20年8月31日まで

私は、昭和18年12月に徴用によりA社に入社し、同社B工場で勤務した。途中、戦時疎開のため同社C工場に行き20年8月頃まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）（以下「旧台帳」という。）によると、申立人は、同社B工場において、昭和18年12月10日に被保険者資格を取得したことが認められるが、被保険者名簿及び旧台帳の双方において資格喪失日が空欄となっている。

しかしながら、申立人は、「昭和18年12月に徴用によりA社B工場へ入社し、途中、戦時疎開のため同社C工場（現在は、同社D工場）に避難した。」と主張しているところ、i) A社D工場は、「当時、A社C工場へ戦時疎開のため転勤した者は、厚生年金保険被保険者資格を有する社員であった。申立人も転勤したのであれば、勤務は継続していたものと思う。」と回答していること、ii) 申立期間当時、同社B工場から同社C工場へ異動している複数の同僚について、厚生年金保険被保険者記録の資格喪失日と資格取得日が同日となっており、これらの同僚について、勤務の継続が認められること、iii) 同社D工場から提出された健康保険被保険者資格取得届によると、資格取得年月日は空白であるものの、備考欄に「E地ヨリ轉勤」と記載されていること、iv) 同社

D工場から提出された健康保険被保険者資格喪失届によると、資格喪失年月日は昭和20年8月31日と記載されていることから判断すると、申立人が申立期間について同社B工場及び同社C工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、日本年金機構が保管する厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相違し、オンライン記録となっていない厚生年金保険被保険者記録(資格取得日は昭和20年1月21日、資格喪失月は同年8月(日付は判読不能))が確認でき、当該記録は、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者台帳記号番号と同一の記号番号であることから申立人の記録であると認められる。なお、当該未統合記録の事業所記号が同社B工場の事業所記号と一致していること等から判断すると、申立人は同社B工場に在籍したまま同年1月21日に同社C工場へ勤務したものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間についてA社B工場における厚生年金保険被保険者であったことが確認でき、事業主は、申立人が昭和18年12月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年8月31日に資格を喪失した旨の届出を保険出張所(当時)に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成17年1月を24万円、同年6月及び同年7月を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成17年1月、同年6月及び同年7月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年1月から同年8月まで
② 平成18年12月31日から19年1月1日まで

申立期間①については、A社から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額よりも低く記録されているので訂正してほしい。

申立期間②については、厚生年金保険の被保険者記録では、A社において平成18年12月31日に資格喪失し、B社において19年1月1日に資格取得となっており、18年12月については被保険者期間となっていない。

しかし、当該期間は、A社から同社の関連会社のB社に異動した時期であり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の回答によれば、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得（平成17年1月1日取得）の届出において給与の見込

みを誤ったため、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正）を同年9月に社会保険事務所（当時）に提出し、標準報酬月額を26万円から22万円に訂正したとしているところ、オンライン記録により、同年9月16日に同年1月1日の資格取得に係る標準報酬月額が遡って訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳によれば、上記遡及訂正後の標準報酬月額（22万円）と遡及訂正前の標準報酬月額（26万円）のそれぞれに見合う保険料との差額は申立人に還付されておらず、申立人は、申立期間①のうち、平成17年1月、同年6月及び同年7月について、標準報酬月額24万円から36万円までに相当する給与の支給があり、標準報酬月額26万円に見合う厚生年金保険料の控除が確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる総支給額又は保険料控除額から、平成17年1月を24万円、同年6月及び同年7月を26万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る上記訂正後（平成17年1月の標準報酬月額は24万円、同年6月及び同年7月の標準報酬月額は26万円）の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、A社は、申立人の資格取得時の給与額に見込み誤りがあったとして、同年9月に同年1月1日まで遡及して標準報酬月額を26万円から22万円に訂正する届出を社会保険事務所に対して行っており、その結果、社会保険事務所は遡及訂正前の納入の告知を行っていたものの、遡及訂正の届出が提出されたことにより、その後納付されるべき保険料に充当しているため、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額（同年1月は24万円、同年6月及び同年7月は26万円）に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年2月から同年5月までの期間及び同年8月については、A社から提出された賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間②について、A社からの回答、同社から提出された賃金台帳及び雇用保険の記録により、申立人が同社及び同社の関連会社であるB社に継続して

勤務し（平成 19 年 1 月 1 日に A 社から B 社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における賃金台帳の保険料控除額から、26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に誤って提出したとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成16年9月4日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、15万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 9 月 4 日から 17 年 1 月 1 日まで
② 平成 17 年 1 月から同年 6 月まで

申立期間①について、私は、平成 16 年 9 月 4 日から A 社に勤務し、保管している給与支給明細書においても厚生年金保険料が控除されていたことが分かるので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②については、標準報酬月額が低い記録になっているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人は当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された給与支給明細書の写し（以下「給与支給明細書」という。）により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、

これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成22年9月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主及び元顧問社会保険労務士事務所は、「当時の資料が無く不明である。」と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は14万2,000円と記録されているところ、給与支給明細書によると、申立人は、当該期間において17万円から18万円までの標準報酬月額に相当する報酬月額を支給され、15万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、15万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、上述のとおり、A社は平成22年9月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主及び元顧問社会保険労務士事務所は、「当時の資料が無く不明である。」と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成19年8月は26万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間①のうち、平成18年6月から19年7月までの期間及び20年1月から同年5月までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18年6月は24万円、同年7月から19年7月までは26万円、20年1月から同年5月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①のうち、平成18年6月から19年8月までの期間及び20年1月から同年5月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②から④までに係る標準賞与額の記録については、当該期間のうち、申立期間②は28万円、申立期間③は29万3,000円、申立期間④は25万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間⑤については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る記録を37万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②から⑤までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 6 月 から 20 年 5 月 まで
② 平成 18 年 8 月 10 日
③ 平成 18 年 12 月 13 日
④ 平成 19 年 8 月 10 日
⑤ 平成 19 年 12 月 10 日

申立期間①について、標準報酬月額が低い記録になっているので、標準報

酬月額を訂正してほしい。

また、申立期間②から⑤までについては、賞与記録が無いため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成19年8月については、給料明細書により、申立人は28万円の標準報酬月額に見合う報酬月額を事業主から支給され、26万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額から26万円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、平成18年6月、同年7月、同年11月から19年7月までの期間及び20年1月から同年5月までの期間については、申立人から提出された給料明細書において確認できる保険料控除額から、18年8月から同年10月までについては、申立人は給料明細書を所持していないものの、その前後の月（同年7月及び同年11月）に係る給料明細書において推認できる保険料控除額から判断すると、申立人は当該期間において、その主張する標準報酬月額（18年6月は24万円、同年7月から19年7月までは26万円、20年1月から同年5月までは28万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①のうち、平成18年6月から19年8月までの期間及び20年1月から同年5月までの期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、給料明細書から確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書において確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成19年9月から同年12月までについては、給料明細書において確認できる保険料控除額又は総支給額のそれぞれに見合う標

準報酬月額のうちいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間②から④までについて、申立人から提出された賞与（支給）明細書により、申立人は、当該期間において、25万円から30万円までの標準賞与額に相当する賞与を事業主から支給され、28万円から30万円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②から④までに係る標準賞与額については、賞与（支給）明細書において確認できる保険料控除額又は賞与支給額から、申立期間②は28万円、申立期間③は29万3,000円及び申立期間④は25万円とすることが妥当である。

申立期間⑤については、賞与（支給）明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（37万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②から⑤までに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（岐阜）厚生年金 事案 7907

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年11月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を、3年11月から4年9月までは32万円、同年10月から5年9月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から6年3月31日まで

複数の年金記録確認第三者委員会からA社の同僚の標準報酬月額に関する照会文書を受け取ったため、私の年金記録を確認したところ、同僚と同様に標準報酬月額が実際の給与額と相違しているのを、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年11月から5年9月までについて、オンライン記録によると、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額は、当初、3年11月から4年9月までは随時改定で32万円、同年10月から5年9月までは定時決定で30万円と記録されていたところ、4年12月3日付けで、3年11月の随時改定及び4年10月の定時決定が遡って22万円に引き下げられていることが確認できる。

また、平成4年12月3日付けで、A社の被保険者であった23人についても、申立人と同様に標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人は、今回の申立てに当たり申立期間当時にA社において事務を担当していた同僚から、社長から標準報酬月額を減額訂正すると説明を受けたことを聞いたと証言しているところ、同社の役員は、「当時、厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所から標準報酬月額の減額訂正を行うように言われ、代表取締役と相談して届出を行った。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成4年12月3日付けで行われた遡及訂正処

理は事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の標準報酬月額を、3年11月から4年9月までは32万円、同年10月から5年9月までは30万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成5年10月から6年2月までの期間については、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（5年10月）で22万円と記録されているところ、当該処理については、上記遡及訂正処理と直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額とA社が加入していた厚生年金基金及び健康保険組合における標準報酬月額は一致している。

このほか、申立人の主張する当該期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 7908

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は15万8,000円、申立期間②は20万円、申立期間③は16万円、申立期間④は20万2,000円、申立期間⑤は16万1,000円、申立期間⑥は21万5,000円、申立期間⑦は14万7,000円、申立期間⑧は19万9,000円、申立期間⑨は14万1,000円、申立期間⑩は20万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 18 日
② 平成 15 年 12 月 18 日
③ 平成 16 年 7 月 21 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 7 月 20 日
⑥ 平成 17 年 12 月 20 日
⑦ 平成 18 年 7 月 20 日
⑧ 平成 18 年 12 月 20 日
⑨ 平成 19 年 7 月 19 日
⑩ 平成 19 年 12 月 20 日

A社において、平成15年7月、同年12月、16年7月、同年12月、17年7月、同年12月、18年7月、同年12月、19年7月及び同年12月の賞与の記録が抜けているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑨及び⑩については、銀行から提出された「お取引明細表」及び複数の同僚から提出された賞与支払明細書の写しから、

また、申立期間⑦及び⑧については、A社から提出された給与台帳から判断して、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は15万8,000円、申立期間②は20万円、申立期間③は16万円、申立期間④は20万2,000円、申立期間⑤は16万1,000円、申立期間⑥は21万5,000円、申立期間⑦は14万7,000円、申立期間⑧は19万9,000円、申立期間⑨は14万1,000円、申立期間⑩は20万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについて不明としているが、オンライン記録によると、申立期間当時の、申立人を含むA社の被保険者全員について、賞与に係る記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（三重）厚生年金 事案 7909

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は10万9,000円、申立期間②は14万7,000円、申立期間③は19万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日
② 平成17年7月20日
③ 平成17年12月20日

A社において、平成16年12月、17年7月及び同年12月の賞与の記録が抜けているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写し及び複数の同僚から提出された賞与支払明細書の写しから判断して、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は10万9,000円、申立期間②は14万7,000円、申立期間③は19万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについて不明としているが、オンライン記録によると、申立期間当時の、申立人を含むA社の被保険者全員について、賞与に係る記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（三重）厚生年金 事案 7910

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和29年6月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月11日から同年7月4日まで

申立期間は、A社C工場から同社B支店へ異動するため、同社本社で営業の研修を受けていた期間だが、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社の回答及び同社から提出された申立人の従業員台帳の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（同社C工場から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、A社C工場から営業として同社B支店に異動となったため、申立期間は、同社本社で営業の研修を受けていたと主張しているところ、同社D営業所（オンライン記録で確認できる同社本社の申立期間当時の適用事業所名）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の名前の記載は無く、上記従業員台帳の社内履歴の項には「1954（昭和29）年6月11日異動B支店」と記録されており、当該従業員台帳に記録されている申立期間以外の異動日は、それぞれ厚生年金保険の被保険者資格の得喪日と一致していることから、昭和29年6月11日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和29年7月の記録から、1万4,000円

とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（三重）厚生年金 事案 7911

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は15万6,000円、申立期間②は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月19日
② 平成19年12月20日
③ 平成20年8月8日

A社において、平成19年7月、同年12月及び20年8月の賞与の記録が抜けているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人から提出された預金通帳の写し及び複数の同僚から提出された賞与支払明細書の写しから判断して、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は15万6,000円、申立期間②は18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについて不明としているが、オンライン記録によると、申立期間当時の、申立人を含むA社の被保険者全員について、賞与に係る記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③について、申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は、当該期間に賞与が支給されたことは確認できるものの、i) B町から提出された申立人の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額から振込額に見合う社会保険料の控除が確認できないこと、ii) 当該期間の同僚の賞与支払明細書においては、社会保険料が控除されていないこと、iii) 「平成20年8月は賞与という名称だったが、保険料は控除されていなかった。」という同僚の証言があることから、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できず、このほか、当該期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 7912

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、同社C支店）における資格取得日に係る記録を昭和50年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月1日から同年4月1日まで

私は昭和49年4月にA社に入社して、現在まで継続して勤務している。50年3月に同社B支店に異動したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。加入記録に空白があるのはおかしい。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本社から提出された申立人の社会保険被保険者台帳、申立人の雇用保険の加入記録、D健康保険組合への照会結果及び同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和50年3月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和50年4月の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書における資格取得日が昭和50年4月1日となっており、申立てどおりの届出は行っていないと回答していることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（静岡）厚生年金 事案 7913

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 5 日から 33 年 8 月 1 日まで
② 昭和 33 年 10 月 1 日から 36 年 1 月 10 日まで

私は、A社及びB社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の被保険者資格喪失日の前後3年間に資格を喪失したことが確認できる女性従業員20人のうち、脱退手当金の受給資格を有する7人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、オンライン記録では申立人以外に脱退手当金の記録のある者は無く、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示が無い上、当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の氏名は変更処理がされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失前の昭和35年12月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7918

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月30日から同年12月1日まで

申立期間当時、A社からグループ会社のB社に異動したが、私の業務は同じで勤務も継続していた。保険料も控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社役員の証言及び申立人と同時期に同社からB社に異動した同僚の賃金明細書から判断すると、申立人がA社及びグループ会社であるB社に継続して勤務し(平成2年12月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社におけるオンライン記録の平成2年10月の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成22年6月に解散して資料は無いものの、同社役員が、「A社の当時の事業主から申立期間の同社の資格喪失手続を誤って行ったが、時効により訂正ができなかったことを聞いた。」と証言している上、事業主が資格喪失日を2年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務

所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年2月7日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に対して行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年8月28日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和21年2月及び同年3月は110円、同年4月から同年7月までは120円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月7日から23年2月7日まで
年金事務所からA社で勤務した記録が漏れていると連絡があり、資格喪失日は昭和21年5月1日と言われたが、B県職員として就職する直前まで同社に在籍した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、資格喪失日の記載は無いものの、昭和21年2月7日に資格を取得し、同年4月1日に標準報酬月額の改定の記録が記載されている申立人と氏名及び生年月日が一致する基礎年金番号に統合されていない被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、A社に勤務していた当時のことを詳細に記憶している上、申立人が同郷で同時期に同社に入社したとして名前を挙げた同僚の厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和21年2月7日、資格喪失日は同年8月28日）が確認できることから判断すると、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

さらに、申立人は、「私がA社で勤務していた時に、上司が同僚の女性と結

婚し、同社の敷地内に住むことになった。」としているところ、当該上司は既に死亡しているものの、同人の妻によれば、「私はA社に勤務していたが、昭和21年頃に主人と結婚したので、同社を退職した。」と証言している上、被保険者名簿には、同妻と氏名及び生年月日が一致する基礎年金番号に統合されていない被保険者記録が確認でき、当該記録は同妻のものと考えられ、同記録によると、資格喪失日が昭和21年8月28日であることが確認できることから、申立人は、申立期間のうち、少なくとも同日までA社に勤務していたことが推認できる。

加えて、被保険者名簿における申立人と氏名等が一致する未統合記録には資格喪失日の記載が無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、C社の記載は確認できるがA社の記載は無い上、申立人と同様に被保険者名簿において資格喪失日の欄に記載が無く、オンライン記録も無い同僚が確認できるところ、日本年金機構によると、被保険者名簿において、申立人及び上記同僚の資格喪失日の記載が無いことについて、理由は不明と回答していることから、保険出張所における厚生年金保険の記録管理が適切に行われていなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は申立人に係る記録であること、及び事業主は、申立人が昭和21年2月7日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年8月28日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、被保険者名簿における申立人の未統合記録から、申立期間のうち、昭和21年2月及び同年3月は110円、同年4月から同年7月までは120円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和21年8月28日から23年2月7日までについて、A社は平成9年5月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は、既に死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、回答があった同僚からは申立人の主張を裏付ける証言を得られず、このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年5月18日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に対して行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年8月30日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年5月18日から20年8月30日まで
昭和19年4月にC社に入社したが、同社を翌月半ば頃に退社し、数日後にA社に入社し同社B工場で終戦後の20年8月末まで勤務した。工場長や組長、複数の同僚を記憶している。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人とほぼ同時期にA社に勤務した同僚（厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日昭和19年4月1日、資格喪失日20年8月30日）は、「申立人とは小学校の同級生で、私より少し後にA社に入社し、最後まで一緒に同社B工場で働いた。」と証言している。

また、申立人は、「昭和19年4月にC社へ入社したが、翌月半ば頃には同社を退職し、2、3日後に公共職業安定所でA社を紹介され、即決したのですぐに同社へ就職した。また、玉音放送を同社B工場で聞き、その後、工場の後片付けをした。同僚と一緒に終戦後まで働いた。」と主張している上、A社B工場の工場長、組長及び複数の同僚の氏名等を記憶しており、当該組長及び複数の同僚には、同社B工場に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人のA社B工場の入社経緯及び勤務時の職務内容等の主張は具体的であり、上記工場長及び組長の氏名等に係る記憶は、申立期間当時に被保険者記録が確認できる複数の同僚の証言と一致していることから、申立人は、申立期間において同社B工場に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

一方、日本年金機構D事務センターは、A社B工場の健康保険厚生年金保険

被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）については、戦災により焼失した可能性が高いと回答していることから、現存する被保険者名簿は、申立期間後に復元されたものであることがうかがえる。また、現存する被保険者名簿には申立人の名前は無いが、同被保険者名簿は被保険者番号順であるものの、資格取得日が前後している箇所が散見されるなど、復元する時点で確認できた者を対象にしたものと考えられるため、申立人が当初の被保険者名簿に記載されていた可能性は否定できない。

さらに、年金手帳記号番号を払い出す際に作成される厚生年金保険被保険者台帳索引票については、相当数の番号の欠落が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険被保険者記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当ではないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が、申立期間においてA社B工場に勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険被保険者記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年5月18日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を保険出張所に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の同社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、20年8月30日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成17年6月は26万円、同年7月は32万円、同年8月は30万円、同年9月から同年12月までは36万円、18年2月は34万円、同年3月は36万円、同年4月は34万円、同年5月は30万円、同年6月は36万円、同年7月は26万円、同年8月は28万円、同年11月は47万円、同年12月は34万円、19年1月は41万円、同年2月は38万円、同年3月は41万円、同年5月は34万円、同年6月は36万円、同年7月は38万円、同年8月は36万円、同年11月は38万円、同年12月は36万円、20年1月は38万円、同年4月及び同年5月は34万円、同年8月は32万円、同年10月は38万円、同年11月及び同年12月は36万円、21年1月及び同年2月は34万円、同年3月は36万円、同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年6月及び同年7月は34万円、同年8月は28万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成18年1月、同年9月、同年10月、19年4月、同年9月、同年10月、20年2月、同年3月、同年6月、同年7月及び同年9月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、18年1月は36万円、同年9月及び同年10月は34万円、19年4月、同年9月、同年10月、20年2月、同年3月、同年6月、同年7月及び同年9月は41万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間のうち、平成17年6月から21年8月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月から22年3月まで
申立期間について、標準報酬月額が低額になっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成17年6月から同年12月までの期間、18年2月から同年8月までの期間、同年11月から19年3月までの期間、同年5月から同年8月までの期間、同年11月から20年1月までの期間、同年4月、同年5月、同年8月及び同年10月から21年8月までの期間について、申立人から提出された労働審判事件補充書面（賃金台帳を含むA社代理人が作成した資料）により、申立人は、当該期間において、26万円から56万円までの標準報酬月額に相当する給与額を支給され、34万円から47万円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、労働審判事件補充書面において確認できる保険料控除額又は給与額から、平成17年6月は26万円、同年7月は32万円、同年8月は30万円、同年9月から同年12月までは36万円、18年2月は34万円、同年3月は36万円、同年4月は34万円、同年5月は30万円、同年6月は36万円、同年7月は26万円、同年8月は28万円、同年11月は47万円、同年12月は34万円、19年1月は41万円、同年2月は38万円、同年3月は41万円、同年5月は34万円、同年6月は36万円、同年7月は38万円、同年8月は36万円、同年11月は38万円、同年12月は36万円、20年1月は38万円、同年4月及び同年5月は34万円、同年8月は32万円、同年10月は38万円、同年11月及び同年12月は36万円、21年1月及び同年2月は34万円、同年3月は36万円、同年4月は30万円、同年5月は28万円、同年6月及び同年7月は34万円、同年8月は28万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成18年1月、同年9月、同年10月、19年4月、同年9月、同年10月、20年2月、同年3月、同年6月、同年7月及び同年9月について、労働審判事件補充書面により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（18年1月は36万円、同年9月及び同年10月は34万円、19年4月、同年9月、同年10月、20年2月、同年3月、同年6月、同年7月及び同年9月は41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間のうち、平成17年6月から21年8月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、労働審判事件補充書面において確認できる保険料控除額又は給与額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり

一致していないことから、事業主は、労働審判事件補充書面において確認できる保険料控除額又は給与額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成21年9月から22年3月までについて、労働審判事件補充書面により、事業主が申立人の給与から控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（平成14年10月31日にB薬局の営業権をC社に譲渡。ただし、譲渡後も同薬局の従業員は15年7月31日までA社において厚生年金保険に加入。）における資格喪失日に係る記録を平成15年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年3月31日から同年4月1日まで

私は、B薬局に平成15年3月31日まで勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の事業主の回答、雇用保険の記録及び同社から提出された給与表（15.4）により、申立人はB薬局に平成15年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該給与表（15.4）の保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成15年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 7923

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 17 年 3 月 30 日は 5 万 9,000 円、同年 8 月 12 日は 26 万円、18 年 8 月 10 日は 27 万 1,000 円、同年 12 月 27 日は 3 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 3 月
② 平成 17 年 8 月
③ 平成 18 年 8 月
④ 平成 18 年 12 月

平成 17 年 3 月、同年 8 月、18 年 8 月及び同年 12 月の賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された被保険者賞与支払一覧及び支給控除一覧表並びに A 社から提出された源泉徴収簿及び「17. 3 月決算賞与」の資料により、申立人は、申立期間において、同社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払一覧、支給控除一覧表、源泉徴収簿及び「17. 3 月決算賞与」の資料のいずれかにおいて確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 5 万 9,000

円、申立期間②は 26 万円、申立期間③は 27 万 1,000 円、申立期間④は 3 万円とすることが妥当である。

また、申立期間に係る賞与の支給日については、A社から提出された源泉徴収簿に、申立期間①及び②に相当する月の支給日は、平成 17 年 3 月 30 日、同年 8 月 12 日と記載があるが、申立期間③及び④に相当する月の支給日について記載が無く不明であるところ、同僚のオンライン記録において賞与支払年月日が、18 年 8 月 10 日、同年 12 月 27 日と記録されていることから、申立期間①は 17 年 3 月 30 日、申立期間②は同年 8 月 12 日、申立期間③は 18 年 8 月 10 日、申立期間④は同年 12 月 27 日とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①から④までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間の賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 7924

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

A社の事業所間で異動(同社B工場から同社のC市の事業所に異動)したが、会社を辞めたことは無いのに申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答、同社B工場から提出された社会保険台帳及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し(同社B工場から同社のC市の事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、A社B工場から提出された社会保険台帳によると、転勤日は昭和51年5月11日であることが確認できるものの、同社の厚生年金保険被保険者原票によると、同年5月1日から同年6月1日までの期間に同社同工場から他の事業所に転勤となった者の資格喪失日は同年5月31日であることが確認できるところ、同社が申立人を含む上述の転勤者の資格喪失日について、「資格喪失日を昭和51年6月1日とするべきところを誤って届け出たと考えられる。」と回答していることから、同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者原票の昭和51年4月の記録から、9万2,000円とすることが妥当

である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和51年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 7925

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

A社B工場からC県にある同社の関連事業所に異動したが、継続して勤務していたのに、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので記録の訂正を申し立てる。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答、同社B工場から提出された社会保険台帳及び雇用保険の記録により、申立人が同社及び同社の関連事業所に継続して勤務し（昭和51年6月1日に同社B工場からC県にある同社の関連事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者原票の昭和51年4月の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和51年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、

その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

A社の事業所間で異動(同社B工場から同社C営業所に異動)したが、会社を辞めたことは無いのに、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答、同社B工場から提出された社会保険台帳及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し(同社B工場から同社C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、A社B工場から提出された社会保険台帳によると、転勤日は昭和51年5月1日であることが確認できるものの、同社の厚生年金保険被保険者原票によると、同年5月1日から同年6月1日までの期間に同社同工場から他の事業所に転勤となった者の資格喪失日は同年5月31日であることが確認できるところ、同社が申立人を含む上述の転勤者の資格喪失日について、「資格喪失日を昭和51年6月1日とするべきところを誤って届け出たと考えられる。」と回答していることから、同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者原票の昭和51年4月の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和51年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（富山）厚生年金 事案 7927

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 25 日から同年 4 月 1 日まで
A社に入社後、昭和41年に現場実習のために同社B支店へ異動になった際の期間が空白になっているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職者名簿及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、申立人と同時期に入社した複数の同僚のうち、申立人と同時期にA社本社から同社B支店以外の支店に異動した複数の同僚のそれぞれの支店における厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和41年3月25日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者原票の昭和41年4月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（富山）厚生年金 事案 7928

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月25日から同年4月1日まで

A社本社から同社B支店へ異動になっただけで、退職はしていない。年金の期間が空白になっているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職者名簿及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、申立人と同時期に入社した複数の同僚のうち、申立人と同時期にA社本社から同社B支店以外の支店に異動した複数の同僚のそれぞれの支店における厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和41年3月25日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者原票の昭和41年4月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の関連資料がないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成19年9月は16万円、同年11月から20年5月までは19万円、同年6月は18万円、同年7月から同年12月までは19万円、21年1月は15万円、同年2月は13万4,000円、同年5月は17万円、同年6月は16万円、同年7月は17万円、同年8月から同年11月までは18万円、同年12月は16万円、22年1月から同年3月までは18万円、同年4月は16万円、同年5月は18万円、同年6月は15万円、同年7月は18万円、同年8月は17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間のうち、平成19年9月、同年11月から21年2月までの期間及び同年5月から22年8月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 から 22 年 8 月 まで

A社では給与額に見合う厚生年金保険料を控除されていた。しかし、年金事務所で記録を確認したところ低い標準報酬月額になっている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成19年9月、同年11月から21年2月までの期間及び同年5月から同年12月までの期間について、申立人は給料明細書を保存していないものの、通常貯金預払状況調書の給与振込額及び申立人から提出された、19年9月頃に申立人が事業主から説明を受けた給与試算の資料において、支給額18万8,500円及び当該支給額に対応する標準報酬月額（19万円）に見合う厚生年金保険料が記載されていること、並びに課税庁から提出された20年分及び21年分給与支払報告書（個人別明細書）に記載された社会保険料から判断して、申立人は13万4,000円から22万円までの標準報酬月額に相当する報酬月額を事業主から支給され、18万円又は19万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間のうち、平成22年1月から同年8月までの期間について、申

立人から提出された当該期間に係る給料明細書及び課税庁から提出された22年分給与支払報告書（個人別明細書）により、申立人は15万円から18万円までの標準報酬月額に相当する報酬月額を事業主から支給され、18万円又は19万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成19年9月、同年11月から21年2月までの期間及び同年5月から22年8月までの期間の標準報酬月額については、給料明細書、給与支払報告書（個人別明細書）及び通常貯金預払状況調書の給与振込額において確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額から、19年9月は16万円、同年11月から20年5月までは19万円、同年6月は18万円、同年7月から同年12月までは19万円、21年1月は15万円、同年2月は13万4,000円、同年5月は17万円、同年6月は16万円、同年7月は17万円、同年8月から同年11月までは18万円、同年12月は16万円、22年1月から同年3月までは18万円、同年4月は16万円、同年5月は18万円、同年6月は15万円、同年7月は18万円、同年8月は17万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成19年10月、21年3月及び同年4月について、19年10月は、通常貯金預払状況調書の給与振込額から推認される報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を超えず、21年3月及び同年4月は、21年分給与支払報告書（個人別明細書）及び通常貯金預払状況調書の給与振込額から推認される保険料控除額に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法の保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、事業主が申立人に係る申立期間のうち、平成19年9月、同年11月から21年2月までの期間及び同年5月から22年8月までの期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の当時の事業主は死亡しているため確認できないものの、給料明細書及び給与支払報告書から確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書及び給与支払報告書において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（22年1月以降は年金事務所）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）国民年金 事案 3602

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から53年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から53年2月まで

私の国民年金加入手続は、結婚した昭和50年頃に夫と一緒にA市役所又は同市B支所へ行って、私か夫が行った覚えがある。国民年金保険料についても、夫と一緒に同支所へ行って、私か夫が市から送られてきた納付書により納付した。保険料の納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和50年頃に国民年金の加入手続を行い、A市から送られてきた納付書により申立期間に係る国民年金保険料を納付したとしている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出管理簿及びオンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年3月頃にA市で払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に加入手続が行われ、同年3月24日を任意加入被保険者資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、国民年金未加入者に対して納付書が送付されたとは考え難く、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間当時は、夫が厚生年金保険被保険者であったことから、申立人は国民年金任意加入対象者に該当し、任意加入の対象期間については、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできず、遡って国民年金保険料を納付することもできない。

さらに、申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年8月までの期間、14年5月から15年2月までの期間、16年6月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年4月から13年8月まで
② 平成14年5月から15年2月まで
③ 平成16年6月
④ 平成16年10月

私は、会社退職（平成12年2月）を契機に国民年金の加入手続きを行い、申立期間①及び②の国民年金保険料については、父親からお金を借りてA社会保険事務所（当時）でそれぞれまとめて納付した。申立期間③及び④の保険料については、私自身のお金で同社会保険事務所又はコンビニエンスストアで納付したと思う。

納付時期は覚えていないが、自宅に郵送されてきた納付書により、国民年金保険料を全て納付しているはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料については、A社会保険事務所でそれぞれまとめて納付し、申立期間③及び④の保険料については、同社会保険事務所又はコンビニエンスストアで納付したとしているものの、納付時期は覚えていないとしていることから、保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金加入期間において国民年金保険料が納付済みとされている期間については、全て過年度保険料として納付されているところ、その大半は2年の時効成立間際に納付されていることが確認できることから、申立期間の保険料については時効のため納付できなかった可能性も考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、基礎年金番号制度（平成9年1月）導入後であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっているところ、複数回にわたる申立期間の保険料を納付していたにもかかわらず、そのいずれもが年金記録から欠落したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの期間、同年7月から55年3月までの期間及び同年7月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から54年3月まで
② 昭和54年7月から55年3月まで
③ 昭和55年7月から56年3月まで

私は、毎年、口座振替で国民年金保険料を納付していたが、年金事務所へ年金相談に行った際、保険料が納付されていない期間があることを知り、その事実を釈然としないため、申立てをした。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③を含む全ての国民年金加入期間における国民年金保険料を口座振替で納付していたと思うとしており、それ以外の保険料納付方法は記憶に無いとしているところ、A市においては、口座振替による保険料納付の開始は昭和57年4月からとされていることから、申立人の記憶は明確ではなく、申立期間①、②及び③に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人は、申立期間①、②及び③の前後の期間の国民年金保険料を現年度保険料として納付していることが確認できるものの、複数回にわたり保険料納付が遅れ、過年度保険料として遡って納付している期間があることも確認できる上、A市の国民年金全件リストにおいても、申立期間①、②及び③の保険料はいずれも未納とされていることから、申立期間①、②及び③の保険料が現年度保険料として納付されていたと推認することまではできない。

さらに、申立期間①、②及び③の国民年金保険料が現年度保険料として納付

されなかった場合、社会保険事務所（当時）から送付される過年度保険料の納付書で遡って納付することは可能であったものの、i) 申立人は、前述のとおり、口座振替以外の保険料の納付方法については記憶に無いとしていることから、具体的な保険料の納付状況は不明であること、ii) 国民年金被保険者台帳によると、申立期間③後の昭和56年10月から57年3月までの保険料は、58年12月に過年度保険料として納付されていることが確認できるが、この納付日時点において、申立期間①、②及び③の保険料は、既に2年の時効が成立していることから、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を過年度保険料として納付したことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

加えて、申立人は、夫の国民年金保険料も自身の分と一緒に納付していたと思うとしているところ、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている夫についても、オンライン記録及びA市の国民年金全件リスト共に、申立期間①、②及び③の保険料は未納とされており、近接する申立期間①、②及び③の保険料の納付記録が、夫婦共に、繰り返して欠落する可能性は低いものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（岐阜）国民年金 事案 3605

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から59年5月までの期間及び平成4年8月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から59年5月まで
② 平成4年8月から5年3月まで

申立期間①については、昭和56年の春頃、自動車学校の入校手続に戸籍謄本が必要となったので、A市役所B支所へ行った際、窓口の担当者から国民年金に加入するよう促されたので、同支所で国民年金加入手続を行った。その後、国民年金保険料の納付案内書が郵送され、まとめて前納すると割引があることを知ったので、近所の金融機関で保険料を前納していた。当時、一人暮らしの私にとって保険料を納付するのはとても大変であり、59年6月からは勤務先で厚生年金保険に加入できるようになった時には本当にうれしかったことを覚えているが、当時交付された年金手帳は転居の際に紛失してしまった。

申立期間②については、国民年金の再加入手続をした覚えは無いが、督促通知のようなものが届いたので、まとめて8か月分の国民年金保険料を納付したと思う。この頃、免除申請手続をA市役所C事務所で行った覚えがあり、私の性格上、保険料を未納にしたまま免除申請手続を行ったとは考えられない。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年の春頃、A市役所B支所へ行った際、国民年金加入手続を行ったとしているところ、オンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況によると、申立人の国民年金手帳記号

番号は、平成5年12月頃に払い出されたと推認できる。国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録において、氏名検索等により調査したものの、申立期間①当時に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続が初めて行われたのは同年12月頃とみられ、オンライン記録によると、同年12月10日付けで資格取得日を遡って昭和55年4月1日とする事務処理が、平成5年12月17日付けで資格喪失日を遡って昭和59年6月2日とする事務処理が行われていることが確認できる。このため、申立人は、申立期間①当時は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできなかつた上、この加入手続時期を基準とすると、申立期間①の保険料は、既に2年の時効が成立しているため、申立人が遡って保険料を納付することもできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間①当時に前納していた国民年金保険料額について、恐らく1年分で10万円程度だったと思うとしているところ、当時の保険料前納額は4万4,150円（昭和55年度）から7万2,840円（59年度）であり、申立人が記憶している金額とは相違する。

さらに、オンライン記録によると、申立期間②に係る資格取得日は、平成5年12月17日付けで4年8月20日（厚生年金保険被保険者資格を喪失した日）とする事務処理が行われていることが確認できることから、申立期間②については、前述の加入手続時期（5年12月頃）において、過年度保険料として遡って納付することは可能であった。しかしながら、申立人は、督促通知のようなものが届いたので、まとめて8か月分の国民年金保険料を納付し、この頃に免除申請手続をしたと思うとするのみで、その具体的な納付時期及び納付金額は覚えていないとしていることから、申立人が申立期間②の保険料を過年度保険料として納付していたと推認することまではできない。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間①及び②の国民年金保険料は未納とされている上、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（三重）国民年金 事案 3606

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から6年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から6年1月まで

私は、国民年金の加入手続のことは覚えていないが、平成10年5月頃、A市に転入した際、同市役所の担当窓口で、「国民年金保険料を納付していない期間がありますので、それを全部納付してください。」と言われ、その頃に受け取った納付書で、国民年金保険料を同市役所で一括納付した覚えがある。納付金額や具体的な納付対象期間は覚えていないが、言われたとおり未納期間の保険料を全部納付したはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続のことは覚えていないが、平成10年5月頃、A市に転入した際、その頃に受け取った納付書で、国民年金保険料を同市役所で一括納付した覚えがあるとするものの、その納付金額及び具体的な納付対象期間については覚えていないとしていることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況及び申立人の国民年金保険料納付状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年3月頃にB町において払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、4年*月*日（20歳到達日）を資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間の国民年金保険料については、既に2年の時効が成立しており、遡って納付することができなかったものと考えられる。

さらに、前述のとおり、申立人は、平成10年5月頃にA市役所において申立期間の国民年金保険料を遡って一括納付したとしているが、この時点においても、申立期間の保険料は既に2年の時効が成立しているため、申立期間の保険料が一括納付されたとは考え難いほか、オンライン記録によると、9年10月から10年3月までの保険料が同年5月20日に過年度保険料として一括納付されている記録が確認でき、申立人はこの過年度保険料の納付と申立期間の保険料の納付とを混同している可能性も考えられる。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したとする平成10年5月時点では、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済み通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少ない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7914

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月頃から24年3月20日まで
② 昭和24年4月25日から同年8月11日まで
③ 昭和26年8月1日から同年9月1日まで
④ 昭和27年8月26日から34年12月頃まで

私は、A社に昭和21年から24年頃まで勤めていたが、厚生年金保険の被保険者記録は1か月しか記録が無い。また、B社（商号変更後は、C社）及びD社には合わせて10年ほど勤務していたが、3年間しか記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「青年学校を卒業後、すぐにA社に入社し、3年ほど勤務した。」と主張しているところ、当該期間にA社に勤務していたとする複数の同僚が、「申立人も一緒に勤務していた。」旨証言していることから、期間を特定することはできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社に係る事業所台帳によると、同社は、昭和24年3月20日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間に適用事業所であった記録が確認できない。

また、A社を合併したE社は、「当時の資料が無いため申立人の勤務実態及び保険料控除について分からない。」と回答している上、A社の当時の事業主は連絡先が不明であるため、当該期間における申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、上記同僚は、「A社が社会保険の適用事業所となったのは、昭和24年3月頃であり、それまで私は厚生年金保険の被保険者ではなかった。」と証言している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、A社又はB社に勤務していたと主張しているところ、A社及びB社は、両社に係る事業所台帳から、いずれも、当該期間に厚生年金保険の適用事業所であることが確認できる。

しかし、A社において、当該期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚5人のうち、連絡先が判明している2人に照会したものの、回答が得られず、申立人の勤務実態について確認できない。

また、B社において、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「時期は覚えていないが、申立人は私より後に入社したと思う。」と証言しているが、申立人が同社に勤務を始めた時期を特定することはできない。

さらに、B社の事業主は連絡先が不明のため、当時の状況について確認できない。

申立期間③について、申立人は、「B社、C社及びD社において、全部で10年ほど勤務した。」と主張しているところ、申立人と同様に、C社からD社へ異動している同僚が複数確認できるが、いずれも既に死亡しているか、連絡先が不明であるため、申立人の当該期間に係る勤務実態を確認することができない。

また、C社に係る事業所台帳では適用事業所でなくなった時期は不明であるものの、当時の同社の従業員全員が昭和26年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、同日において、厚生年金保険の適用事業所ではなくなったものと推認できるところ、D社は、当該期間より後の同年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間に、C社及びD社が適用事業所であった記録が確認できない。

申立期間④について、申立人は、「結婚当てもD社で働いており、昭和34年9月後までずっと勤務していた。」と主張している。

しかし、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は申立人の同社での資格喪失日である昭和27年8月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、当時のD社の事業主は既に死亡している上、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、既に死亡しているか、連絡先が不明であるため、申立人の当該期間に係る勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②から④までにおける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7915

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 4 月に A 社（現在は、B 社）に入社し、C 支店で 55 年 9 月 30 日まで勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、資格喪失日が、昭和 55 年 9 月 30 日にされているため、1 か月の空白期間があることがわかった。同年 9 月 30 日まで勤務したことは、私に取り扱った当日の伝票（私の押印あり）等から確認できるはずである。

申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保管している申立人の職員カードによると、「退職年月日は昭和 55 年 9 月 29 日付、理由 依願退職」と確認できるとともに、雇用保険の記録によると、申立人の A 社における被保険者資格の取得日は昭和 51 年 4 月 1 日、離職日は 55 年 9 月 29 日であることが確認できる。この記録は厚生年金保険の記録と符合している。また、企業年金連合会の中脱記録照会（回答）によれば、申立人の資格喪失日は同年 9 月 30 日と確認できる。

さらに、申立人は「昭和 55 年 9 月 30 日まで勤務したことは、私に取り扱った当日の伝票（私の押印あり）等は永久保存であるため確認できるはずである。」と主張しているところ、B 社は、「伝票については、永久保存ではなく保存期間は 10 年のため、申立期間当時の伝票は保管が無い。そのほか、関係諸帳簿の保管も 10 年であり、電子化する書類についてもその画像の保管は、10 年である。」と回答しているため申立人の申立期間の勤務を確認することはできない。

加えて、申立人が記憶する同僚に照会したところ、申立人の最終勤務日につ

いて証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7916（愛知厚生年金事案 1871 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月から25年8月8日まで

私は、A社に正社員として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。

新たな資料や事実が無いが、再審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間（当初は、昭和24年11月から25年8月8日まで）に係る申立てについては、申立人の戸籍の附票及び同僚の証言により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できるが、複数の同僚は、入社後、厚生年金保険の被保険者ではなかった期間があった旨証言をしていることから、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえること、及び同社は、平成14年2月に全喪している上、当時の事業主とも連絡が取れないため、申立人に係る事実を裏付ける証言を得ることはできないことなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づく21年11月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間の始期を昭和24年10月に変更した上、「新たな資料や事実が無いが、A社に正社員で勤務した期間のうち、昭和24年10月から25年8月8日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。」と主張し、再度申立てを行っているが、当該主張のみでは、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほかに年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7917（愛知厚生年金事案 4275、4996、6220 及び 7652
の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 5 月 17 日から 28 年 4 月 19 日まで
② 昭和 28 年 4 月 27 日から同年 7 月 8 日まで
③ 昭和 28 年 7 月 8 日から 32 年 3 月 31 日まで

私は、申立期間について、脱退手当金を支給されたと記録されていることに納得できなかったため、年金記録確認の申立てをこれまでに 4 回行ったが、いずれも年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けた。

しかし、私は、脱退手当金の請求を行った覚えは無く、受給した覚えも無いので、どうしても納得できない。

今回、新たに当時の同僚 3 人の氏名を思い出したので、調査し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給することはできなかったことから、申立期間の最終事業所を退職後、昭和51年2月まで厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえないこと、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金を支給したとする記録がある上、申立期間の脱退手当金は、申立人が当該期間に勤務した事業所の被保険者期間全てが計算の基礎とされている上、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないこと、iii) 2回目の申立ての際に申立人から提出された卒業証書により、脱退手当金の支給日に学生であったことは推認できるものの、そのことが、当初（1回目）の決定を変更すべき新たな事

情であると認めることはできないことのほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iv) 3回目の申立ての際に申立人が名前を挙げた同僚二人は、「脱退手当金について記憶は無いし、年金手続に関する当時の状況についても覚えていない。」と証言しており、申立人の申立期間における脱退手当金の受給の有無及び申立期間の最終事業所における当時の脱退手当金の取扱いについて証言は得られないこと、v) 4回目の申立ての際に申立人が名前を挙げた当時の事務担当者は、当初（1回目）の申立てでも名前を挙げており、年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）は、申立期間に係る当初の審議において、当該事務担当者に対する調査を踏まえて、年金記録の訂正は必要でないとする結論を出していることから、当該事務担当者の名前は新たな事情とはならない上、4回目の申立てに当たり、再度、当該事務担当者を調査したものの、連絡先が不明であり、当初の調査と同様に証言は得られないとして、既に同委員会の決定に基づく平成22年9月8日付け、23年1月13日付け、同年8月24日付け及び25年3月13日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、「新たに当時の同僚3人を思い出したので、調査し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張し、5回目の申立てをしている。

しかしながら、今回（5回目）、申立人が名前を挙げている同僚3人のうち1人は、A事業所B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名が確認できない上、オンライン記録によると、同姓同名の者が多数であることから同人を特定できず、もう1人は回答を得ることができない。

また、残る1人は、「今回、連絡をもらって初めて脱退手当金のことを知ったが、詳しいことは分からない。」と証言しており、当該証言のみでは年金記録確認愛知地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、年金記録確認愛知地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな資料及び事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7930

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年頃から 39 年 6 月まで
昭和30年初めからA社に就職する39年6月までB事業所で働いていた。
昭和38年6月*日、工事現場の事故で重傷を負い、即入院した。労災で、退院後も約1年間通院治療を受けた。建設現場や同僚を記憶している。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の建設現場、仕事の内容などについて具体的に記憶している上、B事業所に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚及び同事業所で従事していた者が、時期は覚えていないが、申立人は同事業所に勤務していたと証言していることから、申立人は、期間は特定できないものの、同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、厚生年金保険適用事業所台帳及びオンライン記録によると、B事業所は、昭和37年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日より前の期間において、適用事業所であった記録が確認できない。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、B事業所において、新規適用日に資格取得している被保険者19人全員の厚生年金保険被保険者台帳記号番号が連番で払い出されている上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、B事業所は、昭和40年6月26日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の同事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、申立人は申立期間のうち、昭和36年4月以後の期間について、国

民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（石川）厚生年金 事案 7931（石川厚生年金事案 542 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月1日から32年6月1日まで

前回の申立てについて、平成23年12月15日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知文をもらったが、結果に納得できない。前回の申立てにおいてA社の退職時期に記憶違いがあったので、申立期間の終期を昭和34年3月31日から32年6月1日に変更して申立てをする。

再度調査して申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間（当初は昭和29年2月2日から34年3月31日まで）に係る申立てについては、A社でオート三輪の運転手として配送等の業務を行っていたと申し立てていたものの、i) 当該期間に同社で厚生年金保険被保険者記録がある4人の同僚のうち、2人は申立人の退職時期を記憶していないこと、ii) ほかの同僚2人のうち、33年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している1人は、申立人を記憶しておらず、自身の入社当時は、配送業務にはオート三輪ではなく四輪トラックを使用し、運転手は申立人ではなかった旨証言していること、iii) 29年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している1人は、自身の退職より前に申立人が退職していた旨証言している上、同社は既に解散し、当時の事業主及び経理担当者も既に亡くなっており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できないことなどを理由として、既に年金記録確認石川地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成23年12月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料は無いが、A社の退職時期に記憶違いがあったことを思い出したとして、申立期間の終期を昭和34年3月31日から32年6月1日に変更して、再度申立てを行っている。

しかし、今回の再申立てに際し、申立人から新たな資料や証拠の提示は無い

ことから、当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほかに年金記録確認石川地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月2日から25年10月1日まで
② 昭和26年4月11日から29年8月25日まで
③ 昭和30年11月1日から34年9月28日まで

私は、A社を退職後、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年11月25日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、同年10月31日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和34年11月25日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月20日から30年10月22日まで
② 昭和31年9月20日から32年8月21日まで

私は、A社に勤務していた申立期間について、脱退手当金を受給した記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を支給したとする記録が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和32年11月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。